

経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令に
おける旧姓使用について

令和8年3月30日
経済産業省大臣官房会計課

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（令和7年6月10日）において「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」こととされていることを踏まえ、経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成15年経済産業省令第81号）の規定に基づく申請における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の使用について、下記のとおり周知します。

記

1. 申請者又は代表者が、申請を行おうとする際に、旧姓使用を希望する場合は、旧姓を併記することができます。
2. 旧姓の併記とは、申請者又は代表者の氏名において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載することをいいます。
（例）通産花子が経済花子に改姓した場合：経済（通産）花子

【参照条文】

経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成15年経済産業省令第81号）

（無償貸付の申請）

第五条 経済産業大臣等は、第二条の規定による物品の貸付けを受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
<略>

（譲与の申請）

第十条 経済産業大臣等は、前条第二号、第三号又は第五号の規定による物品の譲与を受けようとする者から、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。ただし、経済産業大臣等が、その必要がないと認めるときは、申請者から申請書を徴しないことができる。

- 一 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
<略>